

水口宿蓮華寺に伝來した延享二年講中世話人の記録

大塚英二

本史料は、近江国水口宿（現滋賀県甲賀市）の蓮華寺に伝來した、同寺講中世話人中村氏による寺講中運営、なかんずく延享二年（一七四五）の本寺本尊出開帳に関わる文書類を一括して取りまとめた記録である。縦一四センチメートル、横一七センチメートルの半紙判、丁数六六の豎帳で、表紙の破れや虫損等があるものの、講中によつて何度も参照されたであろうことを考えれば、状態は比較的良好ほうである。本史料を含めた蓮華寺文書は、本学教員・大学院生・学生の手によつて整理のうえ目録化されており、その全貌についてはそちらに譲る（私家版「水口宿蓮華寺文書目録」として水口蓮華寺及び愛知県立大学に所在）。ただ一点述べておかなければならぬのは、本史料を残した中村家はその退転の際に旦那寺蓮華寺に同家に伝來した史料の一部を預けて行つたらしく、それらが混じつて蓮華寺文書は構成されているということである。本史料もまた、寺院政所等の記録ではなく、中村市郎右衛門が手控えとして記録したものである。中村家と蓮華寺との関係の深さが推し量られるのである。

中村家については既に別稿（拙稿「近江国水口宿蓮花寺所蔵『宿村庄屋家業覚書』について」『愛知県立大学日本文化部論集』第三号、二〇一二年）において、その系図を紹介することともに、水口宿村の草分け的百姓であつたことを述べたが、それに付け加える内容が久我美咲氏の論考（『近世寺院における出開帳と講中の研究』『国際文化研究科論集』日本文化專攻編第四号、二〇一三年、掲載予定）より知ることができる。氏は、本史料を含む蓮華寺文書を詳細に検討して、近世寺院出開帳研究に新たな論点を提出したが、そこには中村から堀田へと改姓してなお地域で大きな影響力を有する同家と、その分家集団をはじめとする同寺講中の活動が実に生き生きと描出されている。既に、本史料はそこで随所に用いられているのであるが、史料を実見した者としては、その史料的価値の高さに鑑み、その全体を紹介したい

と考えたのである。多くの研究者がこの史料を様々な角度から読み、利用することが可能だと思う。以下では、全文翻刻したものを掲載し、最後にその史料的価値について若干コメントする。

(表紙)

「延享貳年乙丑正月吉日

江州甲賀郡水口

水口山蓮花寺

中嶋町中村市郎右衛門分

三番

」

延享元年子十一月廿八日ち念講中江□^(主)じり申候、年四十九才

水口山蓮花寺

御堂上棟

遷仏

下野国高田山如来様京都へ御開帳ニ御上りニ付

右相勤申候義明細ニ致し置、此紙之入用ハ私紙ニ而書写候ニ付、私家之外江ハ一切遣り申間敷候事

江州甲賀郡水口中嶋町中村市郎右衛門

代々中嶋町六代、年五拾才、子年

一水口山蓮花寺御堂五年以前　寛保元年辛酉ノ七月五日地形相談、十三日ち土ほり上ヶ、廿日ち千本突相初メ、
八月五日迄、八月六日夜ち石突初申候、八月廿三日晚迄石つき仕候、其後段々大工遣致し柱建仕り、十月廿五日ニ地
棟ニ木上ヶ申候、十一月朔日むねノ木上ヶ申候、十一月七日御はいノはしら立、十八日ちどいふき初メ申候事、建立
ハ別帳ニ記置申候

一遷仏之義相勤候様ニ是迄度々参会致し候様ニ工面仕候へ共、相談埒明キ不申候ニ付、又々延享元年子九月廿二日夕新
宅ニ而講中世話人相談仕り相極メ申候、廿二日夕八ツ半迄懸り申候、講中之内相談ニ寄被申候人数之事、中せこ又四
郎・三郎左衛門・つ、ら町善右衛門・夷町伝右衛門・助左衛門・ゆ屋町市兵衛・中嶋町又右衛門・伴町作右衛門・永
原町九兵衛・永原町五兵衛メ十人相残候、衆中ハ不参

世話人之内ち伴町庄兵衛・中嶋町市郎右衛門メ式人相残候、衆中ハ不参

右十二人として内造作致候、来春丑ノ四月頃ニ者上棟入仏仕り度、依之大工中嶋町源兵衛へ人遣候、廿二日夕九ツ前
ニ相見ヘ、普請之相談仕、則仕用目録致相渡候、何とそ来丑ノ三、四月頃迄ニハ内造作仕度、戸板其外材木等いろ／＼
相調被下様ニ大工源兵衛御頼申置候、メ十三人江夕九ツ過ニ夕食茶めし御出し被成候事、加様ニ御極メ被下候事、御
寺ニも殊外御悦被遊候、廿二日夕八ツ時ニ罷帰申候

一子ノ九月ち十月十二日迄木代・板代・作料銀右いろ／＼、十二月廿六日ニ清兵衛・庄兵衛・市郎右衛門メ三人相談、
寺ニ而仕候而払方少々つ、取かへ申候而払申事、尤少々相残申候分ハ丑ノ正月晦日ニ大工兵左衛門・源兵衛兩人へ遣
候事、指引之事庄兵衛計老人さし引被致候而頼申候事

一延享式乙丑正月七日參会有之、講中ノ内三郎左衛門・作右衛門・つ、ら丁善右衛門・又兵衛・助左衛門・弥右衛門・
七郎兵衛・又右衛門・市郎右衛門メ九人寄合、其上ニ而大工雇候も、十二月払残り銀何とそ此度御払被下候様ニ相頼
被申金子無之、いろ／＼と相談仕申候、御寺ち夕飯被下候事、初參会ニ御座候へハ別而夕飯被入御念候事

一正月十二日参会仕候ハ、去子年御遷化入院入用共凡旦那人前ニ六百文ツ、面割ニ仕候へとも、何分ニも去子年ヲ寄り不申難義仕候付、今晚人々精出し可申候様ニ可仕との御事ニ御座候故相極メ申候、つゝ、ら丁善右衛門・かき丁又兵衛・永原丁九兵衛・田丁五兵衛・夷町助左衛門・中せニ三郎左衛門・ゆ屋丁市兵衛・魚屋丁弥右衛門・伴丁作右衛門・庄兵衛・中嶋丁市郎右衛門・七郎兵衛メ十二人凡六百文ツヽ、此衆中被申候ハ、旦那近日取集メ可致候、面々被申候故、近々講中手わけニ而廻り可申相極メ申候事、初メ申候ハ、一度ニ六百文ツ、ハ太義ニ御座候間、先三百文取集メ、三度ニ可致様ニ被申候事、今晚私方ヘ被申候ハ、太義仕候様講中御申被成候付、三間分ノ外ニ弐百文と合、弐貫メ出し可申と申候ヘハ、御悦被成候事、依之碇や市郎右衛門式貫文出し申候、米や庄兵衛壹貫弐百文出し可申と被申候、此外ニ多ク出し可申人も今晚ハ無之候事、暮方ぢ寄り九ツ時ニ罷成候故、白かい御寺ぢ御出し、かうの物御添候而被下候事

一正月廿八日、念仏講有り、永原丁五兵衛・中せニ三郎左衛門・又四郎・森佐五兵衛・伴丁作右衛門・かき丁又兵衛・魚屋丁淨安・弥右衛門・夷丁助左衛門・つゝ、ら丁善右衛門・ゆ屋丁市兵衛・中嶋町又右衛門・七郎兵衛・中嶋町市郎右衛門メ十四人參詣、残り不參之衆中夷丁五郎助・作坂丁善右衛門・永原丁九兵衛・中せニ六兵衛メ四人ハ見ヘ不申候、入仏上棟いろ／＼相訳、いせヘ書状、段々御帰り被成候而、講中ニ相残り世話仕候分、又兵衛・助左衛門・九兵衛・作右衛門・又右衛門・七郎兵衛・市郎右衛門・弥右衛門メ八人ヘハ夕飯寺ぢ被下候事

一二月七日ニ京本勢寺様御末寺安立坊様外ニ旦那衆式人合三人、河内町伏見屋宿りニ可成ト、蓮花寺旦那衆之内ニ御目ニ懸り度候由、林超殿被廻候処、五郎助・助左衛門・庄兵衛三人ヘ林超坊被頼候由被申候ヘ共、參り不被申、私方ヘ七日夕四ツ前ニ被参候而、右之通御頼候付、私參上仕候、林超坊両人參候処、伏見屋ニ而安立坊様御越被成候ハ、前方清兵衛ヘ御頼候通林超坊殿を所望仕度候而弟子ニ仕度候由御頼被成候付、此義ハ能御事ニ奉存候ヘとも、此節寺ニも難義仕候故、今晚御返事も難仕候間、明朝相談仕御報可申上候由申候而罷帰申候、明ノ八日相談仕候処、助左衛門・庄兵衛・弥右衛門・五郎助・又右衛門・市郎右衛門メ六人何分も此節林超坊殿遣候而ハ難義候故御断申上候、此義

清兵衛最初より世話被致候へハ、此度ハ八右衛門内義死去之時分故、清兵衛断ニ御座候事

一本堂前通り北ノ方殊外地形高下り有之故、旦那中ら罷出候而、土石共方々ら所望仕、七拾四人旦那分として上ヶ申候、丑ノ二月二日・三日・四日・七日・八日・三月朔日メ六日懸り申候、私義六日ながら参候、男三日出し可申事一二月九日、講中世話人相談、何れ断漸々如此相見ヘ申候、講中三郎左衛門・助左衛門・又右衛門・淨安メ四人、世話人ノ内清兵衛・庄兵衛・市郎右衛門メ三人・私義ハ講中世話人両方、人々夕飯ハ手前手前へ帰り申候、夕ニ入り而茶付めし御酒寺ら被下候事

一二月十日、相談ハ、勢州水沢村一乗寺様御弟子単道様蓮花寺様へ御見舞ニ御出被成候ニ付、此次手ニ何角相談御状遣申候事可然と申合、依之夷町助左衛門・五郎助・中瀬子三郎左衛門・伴町庄兵衛・魚屋丁弥右衛門・かき町清兵衛・中嶋町市郎右衛門メ七人相談仕り、書状相認、右之単道様へ御頼申遣候事、則五人夕飯寺ニ而被下候事、清兵衛・弥右衛門両人八宿ニ而夕飯用意仕候故御断、書状遣候儀ハ三月廿三日、入仏廿五日迄法事、廿六日迄四月二日まで昼夜説法仕度、御寺方六、七ヶ寺御上り被下候而御勤可被下候様ニ申上候、此節ニ御座候得ハ、殊ニ蓮花寺了道様ニも御病氣ニ御座候間、御本山様御願之義も宜可御頼申進候事

二月十日

蓮花寺

講中

世話人

常超院様
寿福院様

一乘寺様

右書状ニ而御頼申上候、下書ハ此方ニ付置不申候

一此度何角共勢州御一家中様方御座候ニ付御世話成被下、旦那中祝申候事

一二月廿日昼過ニ常超院様ら御状之飛脚參り、御状拝見仕候処、御本山様ら御願相叶候由、猶亦其節ハ御上り可被

下候由、忝仕合奉存候、飛脚質式百六十四文相渡候、廿一日ニ飛脚被帰候、廿日夕講中世話人参会仕候処、何れも断無數御寄り被成候事、かき町又兵衛・清兵衛・夷町助左衛門・ゆ屋町市兵衛・中嶋町又右衛門・七郎兵衛・市郎右衛門メ七人寄り申候、残りハ見ヘ不申候、御礼之御状相認飛脚江遣候事

一二月廿一日、寺社御奉行所江上棟入仏相勤申度候ニ付御願申上候、此書附之義大庄屋新右衛門殿・四郎兵衛殿へ御願申上置候事

口上之覚

一当寺本堂建立仕、未上棟祝義相勤不申候ニ付、来ル三月六日上棟祝義相勤申度奉存候

一本堂造作全ヶ成就仕候迄ハ此上年数も相懸り可申候間、造作半ニ御座候得共、来三月廿三日遷仏仕、廿五日迄二夜三日法事執行、廿六日迄四月二日迄法類勢州水沢村一乗寺相頼候而、昼夜説法相勤申度奉存候、依之口上書ヲ以御断申上候、已上

延享弐年丑二月

蓮花寺
了道印

寺社御奉行様

右之通二月廿一日ニ指上ケ御願申上候処、廿五日ニ相叶申候

一加藤伊勢守様 寺社奉行様方ハ

頓宮五右衛門様

高田弥左衛門様

樋口七郎大夫様

一二月廿八日念仏講有り、其上ニ而相談仕候義ハ、上棟遷仏之事

つゝら町善右衛門・かき町清兵衛・又兵衛・夷町五郎助・魚屋町弥右衛門・伴町作右衛門・中嶋町又右衛門メ七人ハ

夕飯寺ら被成候而、茶めし有り

夷町助左衛門・作坂町善右衛門・永原町五兵衛・中せこ又四郎・魚屋町淨安・森佐五兵衛・中嶋町七郎兵衛・中嶋町市郎右衛門メ此八人ハ手前くわニ二而夕飯用意致しニ被成候ニ付、寺ニ而ハ不參之事

一私義ハ立札之事を立板と申相極メ申候へ共、廿八日相談致候処ニ、大切成ル義よこ板ニも可仕候由、三、四人も御座候、又四、五人も立板ニと被申候仁も御座候、よこ板ニハ丁人・百姓之芝居之板ニも被致候故、別而御掛所之御寺御座候へハ、堂門板ニ致し可申相談仕候、同廿九日ニ立札拵申候

一建札之儀二月晦日ニ立ニ遣候事

町方惣年寄勘助殿方へ御断申、夫より石橋・山川両所へハ林超坊・男三左被参候事、深川村・三本柳両所へハ中せこ三郎左衛門・男三左ニ為持候而可被参候事、三郎左衛門被申候ハ、地形ニも無人ニ候而、不參候ニ付、此度深川村三本柳へ参可申との事ニ御座候、坂町出口へハ林超坊手ならい子とも相つれ被参候事
右大庄屋衆・町年寄衆へハ御断申候へハ、札之書付之様子相認指出し候様ニと御申被成候ニ付、両所へ書付致し上ケ置申候

一立札之板ニ書様之次第左之通り

一町方之内ニ立置候札ニハ蓮花寺と計り致し、水口と申ハ相止メ置候、在方ノ札ニハ水口蓮花寺と致し置候
一身田御掛所

一当寺上棟來ル三月六日巳刻

一入仏三月廿三日午刻、同廿五日まで法事説法令執行候

一御本山ら御説法僧勢州水沢村一乗寺江被為仰付、廿六日ち四月二日迄昼夜説法有之候、

已上

延享貳丑ノ二月

水口 蓮花寺

一棟ノ餅米三俵中嶋町いかりや市郎右衛門ちひかへ申候而、水車ならや藤助へふみニ遣候事、三月三日ニ米かし申候、七ツ過ニ水入置候而、三月四日早朝ちもちつきはしめ申候事、人足やとい、もり藤右衛門・馬場与八・寺ノ男三左メ三人

一もちちきり女講中より御出、柳町喜八御袋・つゝら町善右衛門ばゝ・魚屋町与兵衛御袋・かき町清兵衛御袋養清・かき町又兵衛ばゝ・同丁市左衛門御袋・西町治部御袋・石王屋敷おきく・寺ノ長かい殿・中嶋町市郎右衛門母妙寿メ十人

一三月四日御寺ニ私相詰メ居申候所ニ朝夕飯共ニ手前ニ而用意致し參候事

尤三、四メくらいノ餅壱ツ私も頂戴仕候、此訛ハ手ちたい大工衆講中相見被申候とも、壱人前へもち壱つつゝ、よりハ成り不申よし申置候故

一餅数小弐千四百五拾 まさもち分

一御そなへもち中くらい弐十七

一御もり物之餅百十ヲ如來様へ分

一大工衆之進上もち四百

一御家中様方并ニ寺方・町在共賦りもち大ニして七百九十三有

メ餅数三千七百八拾有之候

此くはり帳ハ寺ニ付置可申候事

一上棟、大工衆之こしらへ之事

やねノこま南北ニ弓矢有り、弓ノつるニハ白木綿凡一反を弐本ノつるニ付ケ幣串四本有り

まわた拾わ、ミの紙二帖をしてニして、嶋（嶋）もんめん壱丈二尺を八拾わ

いろ／＼体五品ニ而廿五枚

包米少し、扇子三本、ひの丸もん付

メ 五色を四つ割ニして右ノ幣串江むすひつけ、三本と壱本と別紙ニかさり被申候

一 御堂東ノ方中頃ニ店を致候、凡四畳敷也

此所ニ而相勤申候そなへ物いろ／＼

餅入新敷あし付ノ折敷三所 むね祭り

かわらけ式ツツ、三所ニ置

大工中嶋町鳥本源兵衛

新敷折敷三枚あし付

平樽三ツ五升ツヽ入

樽ノくちあけ

大工泉村小林太兵衛

のしこんふ

夷町中村五郎助子息利助

つち三本

中嶋町中村市郎右衛門子息次郎八

メ 弐人

むねノつち打役 泉村大工

小林太兵衛

新城村大工 三ヶ月弥助

旦那中ノ内ぢ手ちたいニ

中嶋町中村次郎八

メ 三人

本堂ノ南東ノ角ニ式畠敷ノ店有之候

玉女神

幣串壱本

玉女神祭り役

平樽壱ツ

大工中嶋町鳥本七郎兵衛

もち入膳三枚

樽ノ口あけ

かわらけ入膳一枚

大工伴町 惣兵衛

つち壱ツ

つち打役 同人

此所ニ而しやくくわん有り

夷町中村利助

中嶋町中村次郎八

右上下ニ而小袖を着申候而出被申候

御はいノ上ノ方ニ而木綿一反さけ

つな引役こへかけ役も

伴町大工富田四郎左衛門

大工 兵左衛門内五兵衛

右ハ大工四郎左衛門木綿つな引被申候節

せんさいとう

まんさいとう

とくじらいとう

大をんニ而被申候事、其節つちうち被申候事

本堂ノ前ニ店を致し式置敷、其上ニもうせん壱枚敷、此所ニ

棟梁惣大工森田兵左衛門

幣ふり役

外ニ

旦那之内ち伴町作右衛門子息清次郎上下ニ而幣出し役相勤被申候

大工本惣大工

兵左衛門せうそくハ 左をりノゑほし、したゝれ

七郎兵衛せうそくハ なとうゑほしニ、すをう長はかま

源兵衛せうそくハ 同前

残り大工衆ハ上下ニ而御勤被成候

一上棟之儀ハ右之通三月六日已刻天氣よく首尾能相勤、まきもち致候、大半切ニ式はい、参詣ノ人数不知、門ノ内ハ人計ニ而御座候、尤はか原まで人々相詰居被申候事

餅まき被申候人数

初り大工四郎左衛門

中嶋町次郎八
田丁 加右衛門

大工太兵衛

夷丁 利助

旦那之内ち

魚屋丁八郎兵衛

手ちたいニ森木屋仁兵衛

一本堂ノ内ニ而大工衆惣旦那不残御酒有之候

一大工衆講中世話人衆へハ夕飯有之候、兵左衛門・七郎兵衛・源兵衛・惣兵衛・太兵衛・四郎左衛門・弥助・兵左衛門
内五兵衛

メ八人

一世話人之内ち庄兵衛壱人

残り清兵衛・源兵衛見へ不申候、尤市郎右衛門・又兵衛・五郎助三人ハ講中ノ方ニ付置候

一講中十八人

ゆ屋町市兵衛・作坂町善右衛門・つゝら町善右衛門・夷町助左衛門・夷町五郎助・魚屋町

淨安・弥右衛門・伴町作右衛門・かき町又兵衛・永原丁九兵衛・五兵衛・中せ二三郎左衛門・又四郎・六兵衛・森佐
五兵衛・中嶋町又右衛門・七郎兵衛・中嶋町市郎右衛門メ十八人

但、当分病氣ニ付断之衆中、中せ二六兵衛・かき町又兵衛兩人見ヘ不申候、淨安參詣被致候ヘ共、夕飯ニハ断不叶外
ヘ約束ニ而

一手ちたい衆分

中嶋町加右衛門、田町市兵衛子六兵衛、田丁次郎八、夷町利助、かき丁忠兵衛、魚屋町八兵衛、伴町清次郎、作坂町

源兵衛子亀太郎、魚屋丁与兵衛、柳町善八、中せ二六郎兵衛、境内庄右衛門、西境内次郎左衛門

手ちたいもり木屋仁兵衛、やとい人足外ニ石王屋敷六兵衛・西境内与八・もり藤石衛門・市場町長兵衛

凡メ五十三人

外ニ境内女衆三、四人

御寺ノ衆中六人

合六拾人余夕飯有之事

此献立之義ハ此所ニハ不被書付候ニ付、寺ノ別帳ニ付置申候

一御札ニ大庄屋衆迄蓮花寺名代ニ為使僧と林超坊被申候、外ニ旦那之内一人作右衛門被参候、問屋衆迄惣年寄勘助殿へ
助左衛門・又右衛門兩人被参候、上棟相済申候ニ、早々被参候事

暮方迄ニ惣中被帰候事

一三月七日餅賦り申候二人數書あら方致し置候得共、又々相談違、旦那・半旦那・念頃方へももち遣候而可然との事ニ
御座候故、七日明六ツ過ニ私早々参上仕、帳面作り、五ツ半過ニ弥右衛門・助左衛門・五郎助被参候故、帳面見せ而

弥右衛門改メ被申候処、書落申候方三、四人有之候ニ付、此帳へ印置候、四ツ前ち人足四人やとい申候而遣候
御家中様へハ大もち・こんふ式つ宛

林超坊

人足ニ藤右衛門

子共老人

町方寺方へハもち式つ、こんふ

森七右衛門はかま・はをりニ而
人足石王屋敷六兵衛

子共 六三郎、大助

柳町喜八はかま・はをりニ而
人足境内与八

子共馬之助

七日

在方へハ昼から

林口村・泉村・酒人村・うへ村・宇田村・北脇村

メ六ヶ村庄屋衆・念頃方へもち大式ツつゝ、地方もり藤右衛門やとい遣候

七日

新城村・小畠村・今在家村・今宿村・大野村・伊佐野村・上田村・平野村・巖峨中村・ひへ谷村
メ十ヶ村庄屋衆へ大式ツつゝ、外ニ念頃方へも、西境内与八やとい遣候事

七日

名坂村・伴村・畑村庄屋衆へもち式ツつゝ、外ニ念頃方共、石王屋敷六兵衛やとい遣ス

八日

下村・堂村・上村・松尾村・中畑村・下はさま村庄屋衆、念頃方共もち式つゝ、西境内与八やとい遣候
八日

北内貴村・東内貴村・西内貴村・氏河原村・三太寺村・牛飼村・山上村・深川村・森尻村・虫生野村
メ十ヶ村庄屋衆・念頃方・寺方共・石王屋敷六兵衛やとい遣候

御家中様方へ餅賦り候御方様五十間印

御寺方・町方・地方二而十四ヶ寺

町方ニ而大庄屋衆・惣年寄衆・間屋衆・村ノ小庄屋衆・念頃方・丁々年行事衆・旦那・半旦那之分メ式百廿八間
在方庄屋衆・念頃方・寺方とも二百間

合三百八十八間江餅賦り申候、天氣よく仕合ニ御座候、尤町在方共ニ御礼申遣候義ハ、是迄御世話ニ被成被下ニ付、
今日上棟仕り、御銘々ニ御礼可申上義ニ御座候へとも、町方ハ年行事衆迄委細申、在方ハ庄屋衆へ右之様子御礼申、
尤在方ヘもはをりニ而御礼ニ遣候事、一ヶ村ニ庄屋三人、五人ほとつ、御座候村方も御存知候通有之候、其村々ハ
庄屋衆何人御座候とも銘々江遣候事、委細書付致、其仁へ持せ得度申遣候事、在方丁々も被入御念、遠方之処添
仕合と申来候、少々成もち遣候而御礼之御返事ニハ別而痛入申候ニ付、此痛と申義書置候事

一大工衆御礼之次第

但、惣大工兵左衛門殿へかさり物不残、四、五人若キ衆ニ上下ニ而、残りハ上下なしひして、かき町ら表通り伴町へ
通り、米屋町へ遣候へハ、殊外見物ニ御座候、兵左衛門殿方ニ而此持參衆へ吸物ニ而赤飯・御酒被下候由、寺へ被帰
候而殊外能キ氣分ニ御座候

人足役上下ニ而

中嶋町加右衛門・柳町善八・鍵町忠兵衛・魚屋丁八郎兵衛、はをりニ而作坂丁龜太郎・中せこ六郎兵衛・中嶋町市兵
衛・伴町清次郎・寺子共・永原丁大助・もり六三郎・金次郎・旦那内夷町藤七・境内弥吉・石王屋敷六兵衛・境内与

八メ十五人として持参仕候事

外ニ御礼之惣代ニ作右衛門・かしわ屋善右衛門被參候事
やねニかさり申候分不残、文錢弐貫文、斗樽四ツ共
のし扇子弐本

金百疋

兵左衛門殿へ 小もち弐百

のし扇子二本

金百疋

源兵衛殿へ 小もち百

のし扇子

銀壱包四匁三分 七郎兵衛殿へ

外ニ

平樽壱ツ

銀五匁壱包同人へ 是ハ最初材木を大坂へ調被參世話多ニ候故如此ニ御座候
のし扇子弐本

銀壱両

太兵衛殿へ

のし扇子弐本

銀壱両

四郎左衛門殿へ

のし扇子弐本

銀壱両

弥助殿へ

のし扇子二本 もち廿

銀壱両

林口村大工孫兵衛殿へ、役目ニハ断参

□^(奥指)江遣候、在方棟上ケニ而如此よし

のし扇子二本

兵左衛門御内

銀壱両

五兵衛殿へ

のし扇子二本

銀壱両

惣兵衛殿へ

右之外ニもち十つ、

右之通之御礼三而ハ無数と申候得とも、中ニも是ニ而仕廻申度候様ニも被申、扱ても〳〵軽ク祝義ニ而御座候、尤在方太兵衛殿・四郎左衛門殿へハ別而遠方故致候様も御座候と申候得共、先々留メ被申候、此通ニ而ハ余り軽ク事ニ御座候間、普請も仕廻候節ハ、大工衆へ少々つ、包銀を以御礼申度存寄ニ御座候間、講中へも申置候而、其節ハ可然御相談可仕候事

一三月八日ニいかり屋市郎右衛門・大こく屋五郎助兩人帳面作り入用之次第明細ニ付置候、凡上棟ニも五両式分計之入用ニ御座候、入用之義ハ別紙ニ帳面相認寺ニ有之候、何も寄合不被申候ニ付、右五郎助殿私共ニ兩人半日懸ケ指引致置候事

右之通上棟之義首尾能相勤悦申候

乙丑三月八日

一木挽北脇村加兵衛殿へ銀式々もち式つ進上

一木挽同村善太郎殿へ銀式々もち式つ進上

右兩人ハ最初ち頼申候ニ付如此三月四日ニ兩人へ申遣候ハ、三月六日ニハ御出被下候様ニ申遣候へ共、用事重り御断ニ付見ヘ不申候、善右衛門殿銀壱包ハ戻し被申候ニ付、入仏之節奉加ニ致しはり紙ニ付出候事

入仏相談之事

一乙丑ノ三月九日、講中世話人參会有之、永原丁九兵衛・かき丁又兵衛・魚屋町淨安・弥右衛門・夷町助左衛門・作坂丁善右衛門・つゝら町善右衛門・もり佐五兵衛・中せこ又四郎・かき町清兵衛・中嶋町市郎右衛門メ十壱人右之内清兵衛・又四郎・淨安・佐五兵衛四人ハ早々被歸候而、相残り七人暮方迄居申候ニ付、夕飯寺ニ而御出し被成候事、金子ノ用意又ハ借り道具いろ／＼相談

一勢州ヘ男三左遣候由蓮花寺様御申被成候ニ付、此次手ニ何角共申遣候事可然との御事ニ御座候故、御寺様方七ヶ寺迄と申上候處、十壱ヶ寺様御出可被下候よし御申越被遊候ニ付、其通ニも致し可申候哉、此節入用多上棟ニこまり入申候故、何とそ七ヶ寺御出可被下候様ニと講中被申候付、寺ノ男三左三月十一日ニ勢州ヘ參候ニ付、此次手書状御三人様へ申上候事如何御座候哉、御出被成次第

一三月十三日ニ右之寺男三左勢州迄罷帰申候、常超院様迄御返事講中世話人へ被遣候、此様子ハ御寺方様八ヶ寺御出可被下候様ニ申來候事

一三月十五日ニ講中世話人入仏之こしらへ相談、中嶋町又右衛門・同丁市郎右衛門・中せこ三郎左衛門・同又四郎・永原丁九兵衛・魚屋丁弥右衛門・かき町又兵衛・伴丁作右衛門・つゝら丁善右衛門・夷町助左衛門・伴町庄兵衛・かき丁清兵衛メ拾式人、四ツ時迄暮六ツ過迄懸り申候、方々江いろ／＼借用ニ參候相談御座候

一三月十六日、私參上仕り、如來様御こしノこしらへ、仏天かいあらい仕立可申事、林超坊殿私メ式人外ニ何れ見へ不申候

一三月十八日、私參上仕り、外ニ何れも見へ不申候ニ付、飯道寺江花籠十ヲ借りニ以書状市場町五郎助遣申候事、書状壹通相認如此遣候所、借用仕被歸候

飯道寺金剛院様

三月十八日

夷町助左衛門

米屋庄兵衛

相寿院様

いかり屋市郎右衛門

戒光院様

塩屋清兵衛

メ四人ハ旦那三御座候故如此相認遣候事可然ど、十五日之相談三被申候付、書状遣候、則壱枚ニ而モ十枚ニ而モ賃錢百文ツ、ニ相極メ置候由申參候、中間物ニ御座候ヘハ相極メ置候由申來候事
 一三月十八日、戒名店・万人講店致申候人足ハ町森六右衛門・地方森市右衛門・四郎兵衛メ三人朝ち暮方迄懸り被申候、外ニ用事も有之候而被致候、此三人衆中ハ寺ノ入用錢集メ申候処、断ニ付、一日二日ハ参可申と断ニ付、相見ヘ申候事、夫故精出し被申候、日用やとい森藤右衛門相見ヘ被申候故、一所ニ出来仕候、私右之様子指図仕候事、外ニ何れも見ヘ不申候事

一本堂中ぬり致ニ付、永原町左官三四郎やとい申候而ぬり申候、土無数罷成候付、俄ニヤといニ遣候故、永原丁勘右衛門男・作坂丁源兵衛男・つゝら丁又八男メ三人遣し被申候故、かヘ土もち寺ニとうし申候事、見事ニぬり被申候事一本堂そうじ致候ニ付、大工衆廊下ヘやとかへ致候跡を片付そうし致申候ヘハ、殊外見事ニ御座候

三月十八日右通外二人無御座、もり六右衛門・もり四郎兵衛私指図してそうじ見事ニ

二三月十九日ニ左官三四郎も仕廻被申候

一三月十九日ニ太子様・十王様いはい之分入仏仕度事ニ御座候、そうじ出来不仕候付、明日と申事ニ御座候

一天神町宗玄坊和尚様ち作り花壺籠、但せき台ノ中ニ火をとほし申候様ニ致候而昼夜見物、ほたんノ花見事ニ、并も無之作花と參詣被申候而見事ニ

一三月十九日、勢州三日市寿福院様遠方之廻御出被遊被下候事、御供壱人、外ニ花籠十人前、花ひん其外いろ／＼御持せ被下候而、御苦勞成候義忝奉存候事

一大工衆五人之内孫兵衛・惣兵衛・五兵衛三人ハ三月十九日切ニ仕廻被申候、兵左衛門・源兵衛廿一日切ニ仕廻被申候一三月十九日ニカ、み板はり可申事、但し御苦勞成候御義ニ御座候ヘ共、西蓮花寺様を御頼申上候所、早速御出被下候

而御はり被下悦申候事

一三月廿日、もり物御頼可申方無之候ニ付、天神町宗玄坊様を御頼申上候所、早速御出被下御もり被下候事、尤三月十五日ニ御無申上置候

一三月廿日、もり物之けそくはり申候義ハ、此義も西蓮寺様へ御頼申上候処、御はり被下悦申計ニ御座候

一御城内富森長太郎様より被仰候御義ハ、先住完長殿とハ念頃ニ御座候故、此度何とそ花ニ而も仕進度候由被仰候、きくノ花六十五本御手前ニ而御作り候而被下候御事、竹ノ伐り花立ニして六十五別紙へも仕立被下候

一三月廿日、太子様・上人様・十王様本堂へ御遷仏被遊候、其上とうばんはたけまん其外いろ／＼仏前かざり被申候事、此見廻人数、中せニ三郎左衛門・もり佐五兵衛・夷町助左衛門・魚屋町淨安・弥右衛門・かき丁又兵衛・中嶋町又右衛門・かき町清兵衛・伴町作右衛門

メ今日ハ大雨あり申候、其外ニも御出被成候事

一三月廿一日、天氣よく片付申候、てちたい有之、夷町五兵衛・魚屋町弥右衛門・田丁徳兵衛・夷町助左衛門・中せニ

三郎左衛門・かき丁清兵衛・伴町作右衛門・庄兵衛・中嶋町市郎右衛門・又右衛門・かき丁又兵衛・夷町五郎助・ゆ
屋町市兵衛・つゝら丁善右衛門・永原丁九兵衛・五兵衛・作坂町善右衛門

一蓮花寺了道様ニハ中風之御病氣ニ而何之御かまひ不被遊候、漸々廿三日ニハ御せうかうニ計御出被遊候様ニ御頼申事

計

一三月廿二日、雨ふり申候故難義仕候、然共大方ハそうし致候故、何とそ明日天氣仕度と申計ニ御座候、廿三日天氣よ
く春事ニ御座候ヘハ、早速かわき申候而、參詣多悦申事ニ御座候、右ハいつも寺へ見廻被申候人数書付ニハ不申及候
一延享式年乙丑ノ三月廿三日午刻御遷仏、天氣よく境内ノはか所ち式間北ノ方ニ中せニ通り新宅壱間寺ノ長かい殿中セ
こを通り御門へ入、夫ち本堂へ御遷仏被遊事、大方參拝御出家様方多クしゆせう千万難有計ニ御座候

一警けいご四人 西町治部

中嶋町市兵衛子定兵衛

夷町五兵衛

作坂丁半兵衛

一勢州三日市寿福院様

一香路アラシロ 魚屋丁淨安

一ぜんノつな 木綿式反 女講中御とも

寺ノ長かひ殿・中嶋町市郎右衛門母妙寿・かき丁清兵衛母養清・かき丁忠兵衛母おふし・魚屋丁与兵衛母・かき

丁市左衛門母・つゝら丁善右衛門母・柳町喜八母・西町治部母・石王屋敷おきく

メ十人講中

一ぜんノつな 男講中 永原丁九兵衛・夷町五兵衛・つゝら丁善右衛門・もり佐五兵衛・中せこ又四郎・三郎左衛

門・かき丁又兵衛・永原丁五兵衛・中嶋町又右衛門・市郎右衛門・伴丁作右衛門・中せこ六兵衛、上下二而

花籠 但のぼりノ様ニ竹高ク付ふられ申候 魚屋丁弥右衛門上下二而

中嶋町七郎兵衛

夷丁五郎助

田丁助左衛門

ゆ屋丁六兵衛

作坂丁善右衛門

上下二而

寺方 勢州ら

常心院様

海善寺様

法雲寺様 但四人ハ役僧

本念寺様

どら明、はち式ツ
正蓮寺様 りんメ

一乗寺様

顕正寺様

単道様

智山様

寺ノ林超様

メ十一ヶ僧 勢州ち十ヶ寺御出被遊被下候

右ノ通ニ而御遷仏相勤申候

（一月）
御とも旦那中上下ニ而

一夫より如來様をしみ談へ御上ヶ被成候御役常超院様、阿弥陀經壱卷御初メ、此所ニ而蓮花寺了道様御せうかう被遊候、
御經壱卷相勤、夫ち御引被遊候、残り御寺方様拾壱ヶ僧内じんを花籠御持參候而、御廻り御經ハ文類壱卷又御よみ被
成候、夫ち直ニ御説法被遊候、先住蓮花寺完長様之御おとし子ニ而勢州今宿村常超院様今日計之御説法被遊候、能キ
御説法ニ而、參詣殊外難有事を被申候、旦那中ともニ忝次第二而、御殘念計ニ御座候

一廿三日昼、私親徳翁淨休之御為ニ繼法事同前ニ御勤被下候、鳥目三百文つゝ二而進申候、外ニも繼法事御座候、此繼
法事施主付はり紙御出し被成候而も無御座、私最初申出し御頼申上候、夫ち米屋庄兵衛・塩屋清兵衛・作坂源兵衛先
四人有之候、夫ち三、四人又々御座候事、廿三日昼初二ニ繼法事、いかり屋市郎右衛門親淨休、一番めニ米屋庄兵衛親
淨源

一廿三日、改名万人講さいせんいろ／＼ニ而、昼分錢三貫六十弐文、米弐升三合有之候

一廿三日夜ち説法、勢州水沢村一乗寺様御説法被遊候、能キ御説法三而、參詣衆中并旦那中大分參詣御座候

一廿三日、はり出し俄ニ仕候、此人数申出し候而、中せこ又四郎・永原丁九兵衛・かき丁又兵衛・魚屋丁与兵衛・中嶋町又右衛門と加右衛門・中嶋町市郎右衛門と同人下男・伴丁庄兵衛と同人下男と(マツ)・中嶋町市兵衛・田丁源兵衛・夷丁助左衛門・魚屋丁弥右衛門・伴丁作右衛門メ旦那之外ニ手ちたい

メもり木屋仁兵衛・もり与八・市場丁長兵衛

右之通はり出し致候事可然と申出候ハ、中ニも中嶋町又右衛門・市郎右衛門・伴丁庄兵衛

メ三人として申出候事

是ニ而ひろく罷成人々悦被申候事

一廿三日夜、さいせんいろ／＼ニ而五百三十弐文有り、繼法事かき丁清兵衛親淨清・作坂町源兵衛親三信

一廿四日御帰り被成候事

一廿四日御法事同前、繼法事段々有之候事、さいせんいろ／＼ニ而六百七十一文有之候

一廿四日夜御法事同前、さいせんいろ／＼ニ而九百十二弐文有之候

一廿五日昼御法事同前継法事有之候、さいせんいろ／＼ニ而壱貫百文有之候

一廿五日、非時講中せわ人女講中江被成候、此わけハ先蓮花寺完長上人様来ル四月十五日一しうきニ御座候ヘとも、其節ハ下野国高田山専修寺如來様京都へ御開帳ニ御上り被遊候日限、先達而御本山様も御付候ニ付、此度御法事之時分ニ御座候ヘハ、何とぞ相勤申度由被仰、俄ニ御勤被成候、別而御寺方拾ヶ寺勢州も御出被遊候時分ニ御座候ヘハ、大分參詣、右之様子御説法上ニ而御披露被成候ヘハ、參詣之人もなミたをなしかし被申候事、殊ニ一乗寺様よき御説法ニハ御座候而、旦那共ニ御忝事被申計ニ御座候

一廿五日夜御説法有之、さいせん何角共ニ壹貫三百五文御座候事

一廿五日夜講中せわ人相談仕、八ヶ寺廿六日ニ御帰り被成候付、御礼之相談いろ／＼と申候へとも、此節本堂半造作ニ
御座候へハ寸志御礼ニ御座候

寿福院様 海善寺様 法雲寺様

本念寺様 正運寺様 顯正寺様

単道様 智山様 メ八ヶ僧様方へ金子百疋宛御礼仕候、外ニ御上り之御入用金壱歩遣申候、供ニ壱人貳百文遣申候メ
メ貳壱分貳百文遣し申候事、外ニ此方ち人やとい仕候而、西境内与八・市場町ノ長兵衛右貳人八百文ニ而やとい御
とも致させ、此わけハ一身田へと三日市へと両所へ御帰りニ付貳人やとい遣候、此八百文ハ寺ちさいせんノ内ニ而遣
候事

一相残り常超院様之御礼ハ先此度ハ不仕候、早々御帰り被成候付

一御説法僧一乗寺様計御壱僧御残り、四月二日まで御説法ニ御座候へハ、此度御礼ハ不仕候、御帰り節と申事ニ相極メ
申候

一廿六日ニ右八ヶ僧様天氣よく御帰り被遊候、先廿三日より廿六日までよきてんきニ而御座候

一廿六日昼、説法らハ下野国高田山專修寺如來様御縁起被遊候、并信濃国善光寺如來様由來、其上くわつくわい長者之事いろ／＼御説法、扱ても／＼難有事ニ而、參詣人手ぬくいしほられ候事

一廿四日ニ私方ち蓮花寺様へ御法事御見舞、併さかな仕重ノ内拾貳重進上仕候、凡壱斗三升ほども進上仕候、大分ニ
而下々まで沢山ニ御座候而、御悦被成候事、重ノ内々是最初ニ御座候、いかり屋市郎右衛門ら

一廿五日ニハ塩屋清兵衛ら重ノ内二番目参候事、メ廿六日迄ニ貳間より外ニなし

一廿六日、さいせん・改名附共ニ昼夜一所ニして、壱貫百六拾文有之候

一廿七日、昼夜分壱貫四百十六文

一廿八日、昼夜分壱貫貳百十三文

一廿九日、昼夜分九百六十七文有之候

一晦日、昼夜分壱貫百六十三文

一四月朔日、昼夜とも二壱貫九百七十二文

一二日、昼夜とも二壱貫八百六十七文

合拾七貫三百六十三文御座候

右入用払方さし引事ハ寺之帳面ニ御座候、此方ニかまひ不申候事

一四月三日ニさし引あら方仕廻申候、借り道具等返弁仕候事

一廿三日迄四月二日迄且那割合ニ仕候而、十二人ツ、式通り廻り相勤被申候事

一私義昼夜三月廿三日迄四月二日迄見廻申候而相勤進申候事

一右法事之内ニ一乗寺様を申入候ハ、三月晦日夕飯清兵衛・五郎助・庄兵衛・市郎右衛門四人として、但米屋庄兵衛殿

方座敷かり申候而如此ニ御座候事

一三月廿三日迄天氣よく、四月五日迄天氣よく、御法事中天氣つゝき悦申候事

一四月六日朝ノ内少し雨ぶり、四ツ過ち天氣罷成、当地御神事有之候事

一筆令啓上候、先達而相触候高田如來御開帳日限於江戸表前後ニ罷成、勢州ハ二月十日迄四月十日迄、京都ハ四月十五日迄五月十五日迄、名古屋ハ七月朔日迄八月廿日迄、右之通被仰出候間、左様ニ可被相心得候、謹言

佐分利玄蕃久政印

常聴院在府不能加判

蓮藏院印

正月

玉俊院印

慈智院法眼在府不能加判
智惠光院印

水口蓮花寺

右之通御状被遣候事

是より下野国高田山如来様京都へ御開帳ニ付蓮花寺様方ニ御止宿何角之事

延享弐年乙丑四月六日一身田様の御状參候事、飛脚壱人寺泊り、七日ニ被帰候事

一筆令啓達候、今般於京都高田如來御開帳ニ付御登り被遊候、依之其寺御止宿被遊候間、左様ニ被相心得、門徒中へも通達可有之候

一十二日一身田御発輿 昼御休興 淨安寺

同夜 其寺御泊り

右之通ニ御座候、御都合宜様ニ被取計可有之候、右為申入如斯御座候、恐々謹言

四月六日 佐分利主^{かつへ}計印

蓮藏院 印
慈智院 印

水口 蓮花寺

猶々、御供其寺ニ止宿之人數別^符書付遣候、已上

別紙其寺江如來御入被遊候、慈智院其外役人共都合三十人程止宿可申候、其余之御供者此方ら申付候、右三拾人程之支度用意其寺ニ而可被申付候、已上

四月六日

主計

蓮藏院

蓮花寺

慈智院

右之御返事蓮花寺様より被遣候事

一四月七日、右之様子講中世話人江御^{アマ}彼露被遊候、直ニ参会仕り、佐五兵衛・又四郎・三郎左衛門・又兵衛・九兵衛・淨安・作右衛門・助左衛門・五郎助・市兵衛・かしわ屋善右衛門・市郎右衛門・又右衛門・外ニ清兵衛・庄兵衛

口上之覚

一勢州一身田兼常所下野国高田如來此度於京都御開帳ニ付、今十二日當寺御泊り被為仰付候ニ付、御断申上候、已上

丑四月七日

蓮花寺印

寺社御奉行様　此書付大庄屋へ上ケ置候事

一四月八日參会、講中世話人借り物いろ／＼相談、かしわ屋善右衛門・ゆ屋丁市兵衛・つゝら丁善右衛門・夷町助左衛門・五郎助・伴丁作右衛門・魚屋丁淨安・かき町又兵衛・永原町九兵衛・中せこ三郎左衛門・又四郎・六兵衛・中嶋町市郎右衛門・又右衛門・もり佐五兵衛・外ニかき丁清兵衛・伴丁庄兵衛・メ昼之内少し間早く被帰候事
一四月八日、暮方迄夜ニ入七ツ迄相談、五郎助・清兵衛・庄兵衛・市郎右衛門、此わけハ此度如來様蓮花寺様ニ而一日御開帳仕度御願ニ、かしわ屋善右衛門・夷町助左衛門兩人相願被參候事、とも一人メ三人四月九日立、十一日ニ被帰候、勢州御本山様江

乍恐奉願上口上

願主水口惣御門下

一御掛所

本堂建立ハ先住義海素立成就有之候而、去年子四月病死被致候、右當寺ハ檀家少分ニ御座候而、諸般建立事難仕、依之先住義海水口之地頭江被願候而、領分中町在共ニ托益ニ出、多年之間毎日無懈怠丹誠有之候ゆヘ、他門一同ニ志をはこひ、漸本堂成就仕候、且又御懸所故此節、御宿之御用も被仰付候故、少分ニ成共別ニ座敷も建立仕度願望ニ而、大方ニ

水口蓮花寺

仕立置死去被致候、依之当住入院後早速座敷・廊下一所ニ素立成就有之、諸事先住之通ニ相勤可申と領主江願被出、無相違相済、去年十月より托益被始候処、十二月下旬病氣指起り行歩難叶、無油斷養生有之候ても、急々快氣仕兼申候、然ハ本堂も瓦未ふき不申、座敷もやねをふさき候迄ニ而、戸側もいたしまり不申、両方共風雨之節及大破ニ可申歟と、住持・旦中共ニ迷惑ニ奉存候へとも、住持ハ大病故當分何之働も難叶、且下ハ少分ニ而皆貧家共至極迷惑仕候、依之乍恐奉願候ハ、高田　如來様御上京被遊御止宿被　仰付候、何卒京都より御下向之節一日蓮花寺ニ御逗留被遊、御扉御開キ、御門下を始町中へも拝見を御免被成下、并參物を蓮花寺造作料ニ被下置候ハヽ、外聞宜義難有奉存候、唯今之通ニ而者次第ニ破損仕計ニ而、成就之模様曾無御座候、　御掛所と申　御外聞も乍恐氣之毒ニ奉存候間、何卒願之通御免被成下候ハヽ、御門下一同ニ難有可奉存候、已上

乙丑四月九日

蓮花寺御門下惣代 助左衛門印

善右衛門印

慈智院様

五郎助印

右之通兩人被參候而御願書指上ヶ被申候処ニ、參物を蓮花寺普請料ニ仕候而ハ叶不申候由、御役人様被仰ニ付、又々書付仕かヘ、參物を指上ヶ一両日ニ御開帳之御願書付指上ヶ被申候由兩人被申候、右御願書指上ヶ被申候而、兩人十一日ニ被帰候事、いまた相報不申候

一四月十二日、旦中惣出ニ仕而何角ともニこしらへ申候

一十二日、大野村迄見人ニ被參候、東町与八

一講中栗林迄御向ニ被參候事

かしわ屋善右衛門・つゝら丁善右衛門・助左衛門・市兵衛・又兵衛・弥右衛門・作右衛門・九郎兵衛・三郎左衛門・

又四郎・又右衛門・七郎兵衛・六兵衛・市郎右衛門

メ十四人先御とも仕、上下ニ而

一魚屋丁善兵衛・中嶋町市兵衛子定兵衛兩人先払、つへつき上下二而

一料理人つゝら丁又八・夷町五郎助・永原町勘右衛門・かき丁八右衛門・ゆ屋丁平七

一給仕人作坂町源太郎・夷町利助・中嶋町次郎八・森金次・六三郎・伴丁清次郎・中せこ六郎兵衛

一御馳走人かき町清兵衛・作坂丁源兵衛・伴丁庄兵衛・中嶋町市郎右衛門

一年行事一ヶ年ノ間伴町作右衛門・庄兵衛・清兵衛・魚屋丁与兵衛・八右衛門メ五人

当年ハ用事多大分世話ニ御座候

一本堂ニ而如来様番、上下二而十人、御付ち御立迄、かき町市左衛門・中嶋町次兵衛・新兵衛・西町治部・夷町荷七・中ノ丁五兵衛・夷丁五兵衛・柳丁七郎兵衛・東丁平八・作坂丁半兵衛

一蓮花寺様御病氣ニ付水沢村一乗寺様栗林迄講中と一所ニ御迎ニ御出被遊被下候、寺ノ御弟子林超坊殿も御一所ニ御出、但し一乗寺様ハ三月廿一日ち御出被遊被下候ハ、入仏法事、其上御説法僧ニ御頼申上候、段々相談御頼申上候事、何事も蓮花寺様御病氣ニ而

一高田山如來様暮六つ時ニ蓮花寺本堂江御入輿被遊候

一先払上下二而兩人、中嶋町市兵衛子定兵衛・魚屋町善兵衛

一高ちよちん式はり、蓮花寺様ち御迎、きくノ御もんニ御掛所蓮花寺と申と(衍)申書付有之候

一御宝物両脇ニ勢州ち御とも衆

一水口講中麻上下ニ而十四人、此人数ハ口ニ付置申候

一菊ノ御もんノ高ちよちん式はり、御本山様ち

一如來様御輿 両脇ニ御とも衆

一御宝物 両脇ニ同前

一慈智院様御乗物ニ而 両脇ニ御とも

一 河部縫様 御乗物二而同前

右之通ニ御座候、外ニ勢州講中大分之御供被成候、但蓮花寺ニ而町在ち大分參詣有之候、御入被遊候後少々雨ふり申候

一 中せこニ有之候新宅江慈智院様 御入被遊候、并ニぬい様御一所ニ御入、御弟子御とも二三人、合五人

一本堂ノ南方ニ野州之旦那中三人、外ニ御かん坊様御兩人、合五人、外ニ供三人

一座敷奥ノ間ニ御兩人、孫次郎様、御寺様

一台所ニ御とも衆兩人

一廊下ニ御とも廻り七人

右合寺付廿四人、残り之町人数ハ柳町ミ野屋・すみ屋・海老屋・作坂丁かしわ屋、其外所々ニ御泊り被成候事
一 御膳之義ハかんふつ物ニ而御座候事、献立寺ニ有之候

一十三日明六つ半右御同前ニ被遊候而御立

一先払麻上下ニ而兩人横田川迄 柳丁喜八・永原丁六兵衛

一講中之内林口迄麻上下ニ而御とも三郎左衛門・又四郎・九兵衛・又右衛門・又兵衛・作右衛門・かしわ屋善右衛門メ

七人

一蓮花寺様使僧ニ御弟子林超坊殿林口まで御とも

一借り物いろ／＼早々二十三日ニ持せ遣被申候、夷町大こく屋五郎助・いかり屋市郎右衛門兩人世話仕候而、何方へも

遣候事

一十三日夕大こく屋五郎助殿方ニ而、庄兵衛・清兵衛・市郎右衛門・助左衛門・かしわ屋メ六人相談仕候ハ、何とそ此

度蓮花寺ニ而御開帳仕度願望ニ而如此ニ寄合申候ハ、助左衛門・かしわ屋兩人御本山様へ御願ニ被參候處、參物を指上ケ可申由願被申候、此通ニ而大分寺之人用懸り可申候哉と講中被申候ニ付、如此相談仕候、タノハツ迄

一十四日夕蓮花寺様へ参会ニ参可申仁、五郎助・かしわ屋・助左衛門・庄兵衛・清兵衛・市郎右衛門メ六人夕ニ入八ツ迄懸り申候、いろ／＼入用多候とも、旦中ヘかけ不申、四、五人として入用聞、町中ニ在中三里四方之衆中ヘ物見させ沢存度寄ニ相極メ申候、一乗寺様ニも其時分ニハ何とぞ御出被遊被下御世話成し被下候様ニ御頼申上候処、御心能御請合被下、忝御礼申上候事

一四月十五日講中世話人参会仕候処、三郎左衛門・又四郎・佐五郎・又右衛門・九兵衛・又兵衛・作右衛門・助左衛門・五郎助・市兵衛・善右衛門・（ママ）善右衛門・六兵衛・市郎右衛門メ十四人

メ三人不參候ハ

淨安京都之御開帳ニ被參候

七郎兵衛細工ニ被參候而断不參

弥右衛門用事有之由断不參

五兵衛ハ少々氣分悪敷断不參

外ニ清兵衛・庄兵衛メ十六人相談仕候ハ、此上講中旦中不残世話被致候ハ、入用之義ハ四、五人として指出し、旦中ヘも寺ヘも相かけ申間敷由披露仕候ハ尤ニ被申、世話可仕（ママ）と事ニ御座候

一冥加錢之義十五日ニ講中手わけ仕候而且中取集メ申候処、壹貫三百六十七文有之候、此内金壹歩指上ヶ申候、代壹貫百式拾文カヘ、メ貳百四十七文過上ハ何角指引ゆヘ打込帳面ニ御座候事、右金百疋かき町又兵衛京都御開帳ニ參詣被致候付、相頼遣候事

高百文清兵衛・市郎右衛門・庄兵衛、五十文ハ又兵衛・勘右衛門・次兵衛・五郎介・淨安、三拾文ハ善右衛門・佐五兵衛・作右衛門・助左衛門、其次廿四文、廿文、十文、五文、三文迄段々御座候事
一水沢村一乗寺様ニも永々御逗留ニ而、十六日ニ帰寺仕度由被仰候ニ付、講中世話人十五日ニ相談仕、一乗寺様ヘ御礼金貳百疋指上ヶ申候、御法事御説法、其後如來様御止宿、次手ニ御世話成し被下寸志御座候ヘ共、御断り申上候、十

六日・十七日も雨天ニ而御帰リ無之候、丑四月十八日ニ御帰リ被遊候

一常超院様御入仏之節、中一日御世話ニ而早々御帰リ、此度金百疋御礼ニ遣候事、則一乗寺様御帰リ之節御頼申候而、
一乗寺様へ遣候事、近日常超院殿へ相届ケ可申と被仰候

乍恐御願申上候口上覚

一此度野州高田山如來勢州御本山与京都ニ而御開帳御登り被為遊、御帰輿之砌亦々蓮花寺御止宿被
蓮花寺ニ而一日御屏御開被遊、諸人奉拝候義一身田御本山表へ御願申上度惣旦中念願ニ奉存候、然共御太切成ル御本
尊御開帳御許容之程難計奉存候得共、何卒御免被成下候ハヽ、蓮花寺建立之為ニも相成り可申と奉存候、乍恐御願申
上候通被為仰付被下候ハヽ、難有奉存、御本山表へ御願ニ參上仕度奉存候、此段宜御願上可被下候、已上

延享貳年乙丑年四月

蓮花寺旦中

惣代 又右衛門印

同断 市郎右衛門印

寺社御奉行様

右之通印形仕、大庄屋衆迄指上ヶ申候所、御病氣ニ而も蓮花寺様計之願ニ無之候而成り不申由、名ノ所書かヘ
申事

一四月廿三日晚勢州万年寺様・妙覺寺様かしわ屋善右衛門方ニ御泊り被遊、蓮花寺様御門下中ニも御目ニかり度候よ
シニ付、かしわ屋寺へ被參候ニ付、早速講中へ人廻し申候処、相見へ申候仁同道仕かしわ屋殿方へ參候、蓮花寺了道
様御病氣ニ付名代ニ御弟子林超坊殿講中ノ内三郎左衛門・助左衛門・五郎助・市郎右衛門、せわ人ノ内清兵衛・庄
兵衛メ七人参上仕候、市郎右衛門ハ講中世話人兼帶ニ御座候、然所先達而願書ハ戻し申候、此願を以京都ニ御役僧様
御座候間、御願ニ上り申候様ニ被仰候ニ付罷帰り、夫より寺ニ而相談仕りハヽ、何分ニも御開帳願申度候ニ付、此六人
之義ハ廿三日夕之八ツ半迄相談仕候、此度入用之儀不足仕候分ハ清兵衛・市郎右衛門・庄兵衛右三人外ニ少々ニ而も
助左衛門・五郎助・かしわ屋善右衛門メ六人として相出し、寺へも旦那中へも少ニ而も相かけ申間敷と申、弥以御開

帳幾重ニも御願申上、五里四方之衆中江拝致させ申度存寄ニ付、如此ニ御座候、相談相極メ申候

一四月廿四日相談仕、五郎助・助左衛門・つゝ、ら丁善右衛門・又右衛門・七郎兵衛・市郎右衛門・三郎左衛門・清兵衛

・庄兵衛・又兵衛・淨安・九兵衛メ十二人、京行願人相極り不申候

一廿五日京行相談、助左衛門・作右衛門・五郎助・又右衛門・つゝ、ら丁善右衛門・かしわ屋善右衛門・市郎右衛門メ七
人相談之上、何分ニも京行之人無御座候、達而御願被成候ニ付、かしわ屋善右衛門・いかり屋市郎右衛門兩人へ御頼

二付約束仕候事

一四月廿七日、京御本坊本勢寺様ニ而御開帳故、則慈智院様御上り被遊候ニ付、善右衛門・市郎右衛門兩人每方之御願
書持參仕指上ヶ御願申上候処、被仰候ハ、御本山表へも今壱尾(ママモカ)申上相談仕、近々ニ御本山ト御飛脚蓮花寺可參との御
仰ニ御座候、御内証ニ而御尋申御開帳被為仰候ハ、建札内陣入御寶物何角茂可然様ニ御頼申、五月朔日ニ四日ぶり
ニ而兩人罷帰り申候、上下四日ともニ大雨ニ而扱々難義仕候、上り之節ハ大津塙屋七兵衛殿方へ立寄かしかさ借用仕、
其上御馳走も罷成候事、五月二日ニ講中へ右之様子申談候

一後、五月九日 御本山様ト御状幸便ニ参候事、早速五郎助・清兵衛・市郎右衛門三人寺へ寄合拝見仕、夕ふけ申候故、
講中へハ明朝御寄被成と人廻被申候所ニ、十日ニ又四郎・三郎左衛門・又兵衛・つゝ、ら丁善右衛門・淨安・佐五兵衛
・市兵衛・助左衛門・又右衛門・五郎助・市郎右衛門・清兵衛メ十二人相談寄り被申候、御状趣ハ、此度御開帳相叶
難有仕合ニ御座候、御状之義ハ寺ニ御座候事

一前、下野国友次郎殿・為七殿御兩人江いかり屋市郎右衛門・かしわ屋善右衛門京都ニ而御見廻申、菓子武袋進上仕候
事

一五月十一日ニ御本山様并三日市水沢村へ□□内遣候事

外ニ

一筆令啓達候、今般当國御城主御養女お従様御事

宣君様江御縁組之御儀従

関東御首尾能被仰出候間、各可為恐悅

(*) 記載が次の箇条と前後入れ替わっていることを示す。

候、右之趣御門下へも可被相伝候、謹言

五月四日

佐分利玄蕃

在府不能加判

うら二

常照院

在京不能加判

蓮藏院印

玉保院印

慈智院法眼

在京不能加判

智惠光院印

江州水口

蓮花寺

右之御状五月十六日参候事

但し、藤堂様御いもと子様と而御座候所、御娘子様ニして無御座而ハ成不申候由、弥御娘子様分として御済よし
一五月十二日夕參会有之候、又四郎・九兵衛・三郎左衛門・又右衛門・助左衛門・又兵衛・淨安・つゝら丁善右衛門・
五郎助・清兵衛・市郎右衛門何角相談
一十三日參会有之、寄り被申候仁、かしわ屋善右衛門・ゆ屋丁市兵衛・五郎助・助左衛門・淨安・又兵衛・作右衛門・又兵衛・
三郎左衛門・市郎右衛門何角工面相談

一十三日夕參会、五郎助・清兵衛・市郎右衛門・^(マ)三人建札ノ用意、札八枚こしらへ立板ニ
やね仕候而、石王出雲様を相頼申候處、御書被下候、見事く

十四日二八日市・日野・上野田村両所へハかき町忠兵衛・地方もり七右衛門只今ハ西境内ニ居り申候事、被参候
十四日深川村へハ永原丁九兵衛子息被参候

十四日平松村へハ魚屋町与兵衛被参候

十四日三本柳へハ中せこ六兵衛被参候

奉願口上之覚

一此度高田山如来京都より御帰興之砌、当寺ニ而御戸開御願申上候処、御許容ニ而一日之御開帳有之候、未定日ハ相極り
不申候間、追而日限添書仕度奉存候、尤石橋・山川両所へ建札仕度奉願候、則立札之写別紙ニ書附指上ケ申候、被
仰付被下候様ニ奉願候、已上

丑五月十四日

蓮花寺印

惣年寄新右衛門殿

勘助

岩太郎

殿

右之通十六日ニ相叶

一五月十四日参会いろゝゝ、五郎助・助左衛門・清兵衛・市郎右衛門・又右衛門メ五人

一十五日参会、五郎助・市郎右衛門一日相つめ申候而何角見計仕候

一十五日夕勢州一身田珠光寺様外ニ武人・とも老人メ四人京都より御見分ニ御下り被遊候処、幸五郎助・市郎右衛門居合
せ申候付、相談仕、大工七郎兵衛やとい寺ニ細工被致候ニ付、相頼、村口村迄迎ニはかまはをりニ而遣候、夕飯後五
ツ過二人廻被申候処ニ、三郎左衛門・又兵衛・淨安・九兵衛・市兵衛・五郎助・市郎兵衛・七郎兵衛・清兵衛・助左
衛門・又右衛門・作右衛門・かしわ屋善右衛門・つ、ら丁善右衛門被参候、被仰候義ハ、ぬけ道無之候而ハ御開帳成
り不申候由、其上何角共懶ニ致しあやまち無之様ニ第一ニ被仰候故、ぬけ道中せこへ通り懸御目候所可然と被仰候、

右之内式人ハ勢州へ御帰り被成候

一勢州水沢村一乗寺様まへ方々相頼申候故、三日市寿ふく院様御弟子真玉様御同道ニ而御出被下候、尤此方々八内やと
い五月十一日遣候、折節川々水出候故、十五日ニ罷成候事、右京都より御客僧様、勢州より御客僧様十五日夕ニ入候而御
出、扱々世話敷事

一五月十一日ニ米八斗飯米入用ニ致し度由、いかり屋市郎右衛門方々出し、ひかへニ而水車ひし屋藤助殿へふみ被遣候
事

一山川石橋へ立札五月十六日ニ建申候、林超坊殿寺ノ下男三左つれ被参候事
メ八ヶ所へ当寺門前ともニ

勢州一身田御門跡御兼帶所開山 親鸞聖人御感得、善光寺如來一体分身
定日追而添書可有之候、已上

丑五月 高田山御掛所 水口山蓮花寺

来ル廿一日明ケ六ツ七ツ時迄御戸開

一五月十六日、本堂前通りニはり出し仕候、杉丸太夫分入用買置有之仕合、大竹大分入用寺ニ伐り置大分有之仕合、作
坂丁源兵衛男・つゝら丁善右衛門・五郎助・助左衛門・淨安・庄兵衛・作右衛門・又兵衛・清兵衛・九兵衛・中嶋町
市兵衛・市郎右衛門・又右衛門・夷町五兵衛メ十四人はり出し致し申候事

一五月十六日夕參会、清兵衛・庄兵衛・五郎助・助左衛門・又右衛門・三郎左衛門・市郎右衛門メ七人夕ノ八ツ、但し
寺より茶付めし御出し被成候、京行相談、十六日夕ノ八ツニ成候、而も京へ願ニ被参候人無之、此わけハ内陣を願此參物
を當寺ノ分ニ仕度候よし、前方被仰候ハ、御宝物當寺ニ而御披露無御座候、内陣入も成り不申候由付如此願申度由俄
ニ相談、直ニ七ツ立として、かき丁清兵衛・田町忠兵衛メ兩人被參候、ともニハ中せこ岩之助やとい、京都ニ而被仰
候ハ、御開帳信心之事ニ而ハ無御座候由、御止メ可被成と被仰候よし、扱々兩人難義被致事、夫故内陣入願叶不申候、

十九日ニ罷帰り被申候、弥廿一日一日之御開帳ニ相極り申候

一十八日、当寺如來様小家かけ本堂ノ東方ニ西向ニ仕建申候、五郎助・助左衛門・庄兵衛・又右衛門・三郎左衛門・市郎右衛門・作右衛門・つゝら丁善右衛門・淨安・魚屋丁徳兵衛・ゆ屋丁市兵衛・又兵衛メ十二人

一十八日、八日市へ建札ニはり紙、廿一日開帳と柳町善八被參候事、遠キ所太義／＼

一十八日、土山・日野・深川・三木柳へ幸便御座候而申遣候、来ル廿一日明ケ六ツ七ツ迄御戸開

一十九日ニ下向道こしらへ、本堂南方ち東へ中せこへ出申候様ニ仕、其上そうじ等不残今日仕立申候事、旦中不參候ニ付多門之衆へ相頼人遣候事、かき町新右衛門殿ち、伴町四郎兵衛ち、平の屋弥三右衛門殿ち、大池町喜八殿ち、新納

屋九郎兵衛殿、市場町仁右衛門殿、東町利平殿、メ七間ち御出被下候事

外ニ旦中かしわ屋善右衛門・つゝら丁善右衛門・ゆ屋丁市兵衛・作坂源兵衛・夷町五郎助・助左衛門・魚屋丁淨安・伴丁作右衛門・田丁庄兵衛・かき町又兵衛・清兵衛・中せこ三郎左衛門・かき丁忠兵衛・もり七右衛門・中嶋町又右衛門・市郎右衛門・永原丁勘右衛門メ十七人

一京都ち十九日立天津宿御泊り

一廿日大津ち御立ニ付御向ニ四人上下ニ而被參候、作坂町源兵衛・柳町喜八・かき町八右衛門・かしわ屋善右衛門・西町治部メ五人申渡し置候所、西町治部断ニ付、四人外ニ旦外ノ内西町佐兵衛志ニ被參候事、見人之義右ノとも一人源兵衛下男被帰候事

一泉州川端迄廿日ニ御迎ニ上下ニ而被參候事、ゆ屋町市兵衛・柳町七郎兵衛・夷町五郎助子息利右衛門・田丁藤七・夷町平兵衛・助左衛門・神役ノ五兵衛・魚屋丁徳兵衛・弥右衛門・淨安・中ノ丁五兵衛・魚屋丁善兵衛・鍵町又兵衛・永原丁五兵衛・永原丁勘右衛門・中嶋町又右衛門・七郎兵衛・市兵衛・次兵衛・東町与八メ武拾人

一林口馬場迄御迎參候、老人之義故如此仕、五兵衛・淨安・又右衛門・三郎左衛門・つゝら丁善右衛門・九兵衛・又兵衛・中せこ六兵衛

一同所迄御迎ニ蓮花寺様名代ニ林超坊殿、外ニ勢州三日市寿福院様御弟子真玉坊殿、但し蓮花寺了道様ハ御病氣ニ付如此

一泉村の先払上下ニ而、もり七右衛門・永原丁与兵衛メ武人

一料理人つゝ、ら丁又八・ゆ屋丁平七・永原丁勘右衛門・境内庄右衛門・かき町八右衛門メ五人

一給仕人夷町利助・いかり屋次郎八・作坂源七郎・米屋糸松・夷町団右衛門・地方森金次・町森六右衛門子

一御馳走人夷町五郎助・鍵町清兵衛・伴町庄兵衛・中嶋町市郎右衛門メ四人

一廿日、道具いろゝゝ、夜具いろゝゝ、かや・ふとん伴町作右衛門・ゆ屋丁市兵衛メ武人世話被致候

一本堂二而如来様世話廿日晚番之役、中嶋町新兵衛・作坂町半兵衛・東町平八・永原丁六兵衛・夷町久右衛門・中せ

こ七兵衛・東丁平七・佐次兵衛メ八人

一廿日暮方ニ高田山如来様蓮花寺江御帰輿、凡御人数廿七、八人、三拾人まで、其外ハ木屋・平野屋・かしわ屋方ヘ御出御泊り、下宿分も造用寺の先申候様ニ被仰付候事

一慈智院様并供廻り共中せこ新宅ニ御座候

一廊下ニハ下野国之衆八九人互ニ本堂ニ而三人ツ、勤番被成候事、外ニ当寺旦中の八人ツ、番、其外ハ志ニ御座候一座敷ニハ下野国真藏寺様・閑長坊様御兩人御座候、外ニ勢州一身田珠光寺様

一勝手座敷之口ニハ供廻り

一慶円寺様旦那中林口迄御向ニ御出被成事、上下ニ而北町長三郎・林口伝兵衛・九左衛門・河内丁又右衛門・庄山佐次兵衛・田町喜三郎・片町清兵衛・こふく町利右衛門・柳町源右衛門・大池丁定兵衛・作坂又三郎

一阿部縫様ハ御用人木屋甚之助所御宿、并ニ本間孫十郎様ニも同人御宿

一廿日之夜四ツ時ニ御こしらへ被遊候而、四ツ半過ニ御開帳被遊、旦那中之内十四、五人計拝見、早々被帰候人、又ハ

不參之人ハ残念事、相残り拝見人数、かしわ屋善右衛門・ゆ屋丁市兵衛・つ、ら丁善右衛門・夷丁五郎助・助左衛門・魚屋丁与兵衛・弥右衛門・伴町庄兵衛・作右衛門・かき丁清兵衛・又兵衛・中嶋町又右衛門・市郎右衛門・七郎兵衛

一廿一日明六ツ御開帳、大分参詣、本堂はり出し共ニつまり、扱ニも〳〵難有事

一段々参詣相つゝき、明ヶ六ツも七ツ過迄大分ノヽ凡六、七万人と相見ヘ申候、十万人も御座候様ニ申候

一御馳走ニ御家中御目付 池田平之丞様

武永又八様

一外ニ下役衆三人

大野三次様
松井太七様

一外ニ足輕衆九人

一外ニ大庄屋衆 大庄屋 新右衛門殿

同 四郎兵衛殿

一外ニ小庄屋・年寄 利右衛門殿

右之通廊下ニ東向ニ而御座候、下役同所脇、足輕衆も大庄屋衆・小庄屋衆迄にわ廻りニ御座候

一門前内両脇二 大山仁兵衛

仁右衛門

外ニ七、八人相詰申候

一旦外之衆上下ニ而林口迄御迎御出、天王丁忠右衛門・伴丁太兵衛・田丁市郎右衛門・河内町加右衛門・庄山かし屋五
兵衛・米屋丁兵左衛門・伴丁甚左衛門・な屋九郎兵衛メ
一高田如来様へ 蓮花寺様も銀武両御上ケ

一 同断

門ヶ中右金百疋御上ヶ

一同所へ

銀壱両指上ヶ

今村清兵衛

一同所へ

銀壱両指上ヶ

中村市郎右衛門

一同所へ

銀三分計

中村庄兵衛

右之通ニ御座候

一七ツ半御閉帳被遊候

其後宇田村・泉村ら三拾人計參詣、扱々殘念ニ被申候、委細申上候処、成不申候よし被仰候、其後本間孫十郎様被申候ハ、相まち候様ニ被仰候、又々御開帳有之、扱も／＼難有事悅被申候御閉帳

一其後東内貴村半兵衛外二十人計參詣、七ツ七八分時右通願申候処、又々御開帳、扱も／＼難有仕合と悦被申候事

ノ四度御座候、廿日夕ともニ

一參物凡四拾八、九貫文

一御飯、御縁記、じゅす、御影いろ／＼、凡式拾貫文計

一銀八、九拾匁計

一金百疋

凡錢ニして七拾七貫文計、右不残御本山様へ御持參被遊事

一当寺如來様瓦奉加、參物、改名いろ／＼ニ而、凡相改申候処、十七貫九百十三文、但手水所いろ／＼共ニ

一兩二錢四貫五百七十五文かへニ而六両壹分ト御払被成候、残ハ道中駄賃いろ／＼御用意由

一廿二日御立、関宿御泊り、御輿之人足ニ作坂町源兵衛男・かき町清兵衛男・中嶋町市郎右衛門男メ三人土山宿迄志ニ

遣候事

一廿二日御見送り、上下ニ而慶円寺様旦那中ら出可申と申来候、御出衆中北町長三郎殿・河内町又右衛門殿・庄山佐次

郎・こふく町利右衛門殿・柳町源右衛門殿・大池町定兵衛殿・作坂丁又三郎殿

一廿二日御見送り、旦中惣出二申渡候處、中せこ又四郎・三郎左衛門・六兵衛・森七右衛門・治部・中嶋町七郎兵衛・又右衛門・市郎右衛門・同人伴次郎八・かき町又兵衛・清兵衛・伴町庄兵衛・作右衛門・魚屋丁淨安・同人伴与兵衛・田町善兵衛・徳兵衛・夷町助左衛門・五郎助・つ・ら丁善右衛門・ゆ屋丁市兵衛・柳丁七郎兵衛・かしわ屋善右衛門・作坂町源兵衛・永原町五兵衛・九兵衛・林口孫兵衛

外二名代林超坊・三日市真玉様

一廿二日御見送り、旦外伴町市郎右衛門・甚左衛門・米屋丁兵左衛門・天王町忠右衛門
一廿二日先払上下二而　夷町五兵衛

中嶋町市兵衛子定兵衛

右之通月ヶ上なわて迄、先払ハいな川迄被參候事

一廿二日札引申候

一廿二日御城内郡御奉行

頓宮五右衛門様
高田弥左衛門様

樋口七郎兵衛様

御代官

今井万右衛門様
山中義平太様

御目付

池田平之承様

武永又八様

御足輕衆

九間イシツへ

外二大庄屋

新右衛門殿

四郎兵衛殿

小庄屋

町御奉行

吉田文藏様

利右衛門殿

手嶋金左衛門様

落合新左衛門様

左右田源兵衛様

惣年寄

新右衛門殿

勘助殿

岩右衛門殿

右之通早々御礼ニ被参候

名代弟子林超坊・かき町八右衛門・中嶋町又右衛門メ三人

一大池丁喜兵衛殿・用助殿・十一屋藤左衛門殿・な屋九郎兵衛殿・市場町仁右衛門殿・中嶋町善兵衛殿・河内町加右衛門殿・平町半平殿・こふく町利右衛門殿・東町利兵衛殿・はたこ町藤助殿・伴町市郎右衛門殿・甚左衛門殿・太兵衛殿・もり仁兵衛殿・西町佐兵衛殿・米屋町兵左衛門殿・天神町庄兵衛殿・名坂屋忠兵衛殿・庄山源兵衛殿・かき町新右衛門殿

右之通廿一日二ハ上下ニ而御手ちたい被下候、改名場瓦奉加御世話扱々殊之外成ト御精御出し被下悦申候、いろいろと
御断申候而、漸々夕飯進申候事

一廿二日御迎御出慶円寺様旦中

一御見舞被下候、上下ニ而且外

右之通御礼ニ如來様もり物・もち式ツツ、紙包ニ致遣申候事、三十七間ヘ

一大庄屋衆・町年寄衆ヘ御礼ニ 高田
平出如來様もり物・もち三ツ宛紙包ニして四間ヘ

一講中せわ人ヘハ式ツツ、

一平旦那中ヘハ壹ツツ、

右之通賦り申候、尤式ツツ、無之候故、如此ニ御座候

一廿二日、書出し取よせ、帳面付置候、少々書出し不參候所ニ御座候

市郎右衛門

源兵衛子源右衛門

一廿二日、かり道具いろ／＼戻し申候

伴町 作右衛門

ゆ屋丁 市兵衛

いかり屋市郎右衛門

メ三人として

右之通人不被參候ニ付如此御座候

一廿二日、はり出し仕廻申候、大工七郎兵衛・佐五兵衛・五左衛門子・六右衛門子・又四郎・九兵衛・又兵衛・魚屋丁

八右衛門・ツ・ら丁善右衛門・魚屋丁与兵衛

右之通ニ而仕廻取置申候、但し大工七郎兵衛手ち天地三人前ニ而殊外精出し被申事

一廿三日、当寺如來様ノ小家かけ仕廻取置候事、西町源四郎・佐五兵衛・五左衛門子与兵衛・町もり六右衛門子六三郎
・かき丁又兵衛男・いかり屋市郎右衛門男メ六人

後、一廿四日、一乗寺様・真玉様御両人御帰り被成候

但、錢壱貫文御両人様御駕籠料ニ被遊被下候様ニ進上仕候

前、一廿三日晚、講中世話人ヘ一乗寺様御申被成候ハ、住持病氣永々ニ御座候ヘハ、何とそ御世話ニ成被下候様ニ御頼

被遊候事

一廿四日、中せこ・かき其外いろ／＼取置候、いかり屋市郎右衛門下男九兵衛一人手ちたい

一廿五日ニハやとい男女之分錢遣し候様ニ蓮花寺様御申被成候ニ付、やとい申候家々江いかり屋市郎右衛門相尋ニ参乍
日数書付置申候事

一右ノ日用賀五月廿八日ニ相払申候、尤買物等之義ハ跡ぢ払可申事ニ御座候

一五月廿八日、念仏講御勤被成候、參詣之分佐五兵衛・又四郎・三郎左衛門・淨安・又兵衛・作右衛門・五郎助・助左
衛門・九兵衛・善右衛門・又右衛門・市郎右衛門・六郎兵衛メ十三人

但し、不参分ハ市兵衛・かしわ屋・弥右衛門・七郎兵衛・永原丁五兵衛・夷町五兵衛メ六人

一御本山様江御礼之義延引ニ罷成候故、講中寄合居申候処、相談仕、俄ニ五月廿八日昼立として遣し度候由ニ相極メ、
蓮花寺了道様御病氣ニ付名代ニ先住弟子林超坊、且那惣代ニ三郎左衛門メ両人被參候、尤米屋庄兵衛御母之法事ニ相
当り、六月一日ぢ二日江寺役御座候付、是悲ニ五月晦日迄ニ林超坊不被帰候而ハ成り不申候付、俄ニ昼立ニ相極メ、
供一人境内八内やとい被參候事、則水沢村一乗寺様御荷物少々御座候故、此度持參致させ、高野庵ぢわかれ八内一人
ハ水沢村ヘ遣可申工面ニ御座候、五月晦日ニ被帰候

一御本山様江御礼ニ花いけ式ソ、外ニかましき三ツ、但しこり細工ニ御座候、右合五ツ指上ヶ申候
一慈智院様江銀壱両御礼ニ指上ヶ申候

一本堂ニ而念仏講御勤候事ハ此度最初ニ御座候、乙丑五月廿八日まへ方春之頃戸川しまりうすへりニ而敷初メ申候へ共、
入仏又ハ御開帳いろ／＼用事重り、念仏講も無御座如此、且亦先住御弟子林超坊此度初而本堂ニ而御ふみよめはしめ
ニ御ざ候、林超坊殿御ふみ初メ珍敷事ニ御座候

一阿部縫様江銀式包進上遣被申候

一珠光院様江銀式包進上遣被申候

右之通四ヶ所様江指上ヶ申候

四四

五月廿九日

一 御本山様より文金五両 御寺江 但し小判二而五枚ノ目録ニ御座候

一 同 三分 御門下中江

右之通高田如来様上下御止宿被為遊候ニ付、何角ニ付被置下候ニ付頂戴仕候

兩ニ付相場四貫六百三拾文替ヘノ時、此金子とまへ方ノ寺ノ參物と一所ニ仕、御開帳入用

上下御止宿御入用指引仕、難有仕合ニ奉存候事、委細ハ寺ノ帳ニ御座候

一 御本山様より文金式百疋 目附衆江

一 同 百疋 下役衆江

右合金四百疋御目録ニ而被遣可然様御寺より取計仕候様ニ被仰候ニ付、則相談仕六月二日ニ

加藤伊勢守様御内

御目付衆 池田平兵衛様江百疋

武永又八様江 百疋

下役衆 松井太七様へ

大野三次様へ 百疋

守山五左衛門様へ

足輕衆 九人江 百疋

右之通金子御役人様方へ指上ヶ被申候、此訛ハ御開帳ノ節五月廿一日ニ壹日蓮花寺江御詰メ被遊候ニ付、如此御礼ニ

御本山様より被遣候事

以手紙申入候、先頃於御寺 高田如來御戸開被成候節、此方役人指出し候ニ付、従 御門主様御目録被下、夫々江為致
拝領被入御念候御義江戸表へ可申遣候、何の方御役人中江宜御礼御申達可被成候、以上

六月二日

足立 権兵衛

足立 新助

菅十郎 兵衛

蓮花寺

右之御状寺へ被遣ニ付、蓮花寺様より宜御申遣被成候事、則御状懸御目度奉存、直ニ慈智院様へ入御意候事

六月六日參会仕、高田如來様上下之御止宿入用、且亦御戸開之御入用ともニ指引仕候、委細ハ寺ノ帳ニ御座候事、講中之内五郎助・助左衛門・作右衛門・六郎右衛門、せわ人ノ内より清兵衛・庄兵衛メ六人として勘定仕立銘々江遣候、出入相済さし引て、金三分五百三十四文ノ過上成分、此外ニ何方より申參候義も可有之と奉存候

一六月七日又々參会仕、跡より申來候分も今日相払申候、此外ニも可申參候と奉存候事

一おそのさま迎ニ事候故、遊びニ六月七日ニ御出被成候事

一水沢村より蓮花寺様御兄弟様・御僧壱人六月三日ニ御出被成候、六月八日ニ御帰り被成事

御蓮札忝拝見仕候、先以 御所様益御機嫌能被成御座候、恐悦ニ奉存候、次ニ各様弥御安全ニ被成御座候、珍重之御義ニ奉存候、然ハ此度 如來寄輿之節於当寺御戸開御許容被成下、如仰無御故障被為相済難有仕合ニ奉存候、仍而御目録之通銘々被置下頂戴之仕、拙僧御門下中一統誠以冥加至極難有次第二奉存候、乍憚 御門跡様江茂宜御礼被為仰上可被下候、將又地公義表へ御目録被遣相達候處、則拙寺まで御手紙參候故、此度御披見ニ入申候、恐惶謹言

六月六日

蓮花寺

慈智院法眼様

佐分利玄蕃様

右之通御状相認幸便ニ被遣候事

本史料は、延享二年（一七四五）に五十歳という年齢（かつては働き盛りの年齢というよりは老齢に入りかけの地域の重鎮にふさわしい年齢というべきか）である中村市郎右衛門が、同年正月より六月六日までの出来事（蓮華寺にかかること）を、書状などを書き留めながら克明に記したものである。冒頭、市郎右衛門は前年の十一月に「念講」（念佛講か）に加入したと述べている。その時の年齢は四十九歳とあり、年が明けて五十となっているから、いうまでもなく数え年齢である。史料には「六代」とあり、系図（前掲別稿参照）からこの人物は明和五年（一七六八）に亡くなつた中村家の六代目市郎右衛門（「淨誓」）であることが確認できる。その年齢を計算すると、七二歳で没したことが分かる。

水口山蓮華寺は浄土真宗高田派の寺院で、本山伊勢一身田専修寺の末寺である。専修寺と京都間の通行の際に中継宿泊地になるとともに、地方布教の拠点となつた御掛所として、近世期には大きな勢力を有する直末の寺院であつた。その蓮華寺が御堂上棟に向け資金を調達する手段として考え出されたのが、本寺（一身田に本山が移る前に高田派布教の中心となつていたのは親鸞開山の下野国芳賀郡高田山の専修寺であり、近世期以降も本寺として大きな影響力を有し続けた。しかも親鸞が本尊としたのは信濃国善光寺の如来三尊仏の写しであったが、それは一身田には移されず本寺に安置されたままであった）下野国高田山の如来像が京都へ出開帳に上る際に、宿泊所となる蓮華寺においても臨時に出開帳をするという方策であった。「右相勤申候義明細ニ致し置」とあるように、本史料からその一部始終がうかがえるのであり、非常に興味深く読むことができる。研究史的にみれば、前掲久我論文で示されたように、宿場での出開帳を検討したものが皆無とのことであるから、その意味でも大変貴重な史料ということができよう。

なお、史料中に「私家之外江ハ一切遣り申間敷」とあるように、この出開帳の記録は他に見せることを当初は考へていなかつたのであらうが、この出開帳がほぼ定例化するようになつたので、講中らの出開帳に関わるテキストとして、以後頻繁に参照されていたことは疑いない。

さて、以下に三点ほど、出開帳と直接かかわらないところで本史料が特に重要な意味をもつと思われる点について触れよう。まず第一に、高田派の本末関係の具体的実像が本史料中の各種書状留などから浮かび上がると思われる。こうした門跡寺院においてその実務を担うのは第一の弟子（＝塔頭）である場合が多いと思われるが、まさに当該の地位にあつた慈智院と蓮華寺間のやり取りは、直末とはいえども、超越した力を有する本山の前では蓮華寺方のなすすべない様がうかがわれる。本山のコントロールと各寺院の「自律性」の側面をどう理解するかであろう。

第二に、本史料の端々に見える民俗世界のありようの確認作業の面白さである。上棟式には現在でも「万歳棟」とか「千歳棟」とかの掛け声が大工の棟梁から発せられると言う。延享二年の上棟式でもそうした掛け声が記録されている。まさにこの民俗をどの程度遡及させることができるか、文献学として確認することができるるのである。日常にかかわる膨大な記録の累積として、本史料からの民俗の読み説きは大きな成果を生み出すことを予感させる。

第三に、本史料には宿町・村の商人・職人が多数現れている。これまでの商・職人に関する研究は主に彼らの生業にかかわる活動を中心に検討されてきた。しかし、ここではそれ以外の面、すなわち宿町・村の住民としての活動が生き生きと描かれているので、従来とは違った形で論点を出していけるのではないだらうか。

以上、大きく三点に分けて指摘したが、本史料からは、おそらくそれ以上に新しい視点が見つかるであらう。この紹介が、近世社会史研究なかんずく近世の宿町研究や寺院史研究に寄与することを願い、稿を結ぶ。

なお、末筆ながら、当該史料の公開を快く了解してくださつた蓮華寺住職久我義範氏に心より御礼申し上げます。